

平成 18 年 3

東京学芸大学カリキュラム委員会規程

制定理由

全学的なカリキュラム運営体制を整備する必要があるため，教務委員会の審議事項からカリキュラムに関することを移管し，指導的な役割を持つ委員会を設置するものである。

承認経過

平成 18 年 1 月 11 日 教育研究評議会 審議承認

東京学芸大学カリキュラム委員会規程を次のように制定する。

平成18年 1月12日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成 18 年規程第 3 号

東京学芸大学カリキュラム委員会規程

(設置)

第 1 条 東京学芸大学(以下「本学」という。)に、東京学芸大学カリキュラム委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

第 2 条 委員会は、本学の教育理念を実現するため、学部、大学院教育学研究科、及び特殊教育特別専攻科のカリキュラムの運営及び改善に係る事項を審議し、必要な措置を講ずることを目的とする。

(審議事項)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) カリキュラム運営の方法並びにその改善及び支援に関すること。
- (2) カリキュラム運営に係る担当教室、授業担当教員及び関係委員会との調整に関すること。
- (3) 課程認定及び免許取得にかかわるカリキュラムに関すること。
- (4) 授業暦に関すること。
- (5) その他カリキュラムに関すること。

(組織)

第 4 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 各学系選出の教育研究評議会評議員のうちから選出された者 2 名
- (2) 各学系の教授会構成員のうちから選出された者 各 2 名
- (3) 学務部長
- (4) その他学長が必要と認めた者 若干名

(任期)

第 5 条 前条第 2 号及び第 4 号の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、第4条第1号の委員のうちから選出し、副委員長は、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第8条 委員会は、専門的事項について審議を行うため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(副学長等の出席)

第9条 副学長(教育等担当)は、必要に応じて委員会に出席し、意見を述べることができる。

2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、学務部学務課が処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規程施行後、最初に選出される第4条第2号の委員各2名のうち、1名の委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。